第3章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

第１節

障害のある子供の教育・育成及び学生支援に関する施策

１．特別支援教育の充実

（１）特別支援教育の概要

子供の成長や発達において、教育の場である学校は非常に重要である。障害のある子供も、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において必要な支援や指導を受けられる必要がある。

現在、特別支援学校や小・中学校[1]の特別支援学級、通級による指導[2]において、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われている。特別支援教育は、特別な教育的支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものであり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても、合理的配慮の提供を行いながら、必要な支援を行う必要がある。

義務教育段階の児童生徒数が減少する中、特別支援教育を受ける生徒は増加している。2024年５月１日現在、特別支援学校（小学部・中学部）の児童生徒数は8.7万人、小・中学校の特別支援学級では39.5万人、小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒は19.6万人[3]である。直近10年間[4]でいずれも大きく増加しており、小・中学校の特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒の伸びが大きい。また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合は、2022年度では、小・中学校において8.8%、高等学校において2.2%と推定されており、特別な教育的支援のニーズが高まっていると考えられる。

1　本節において、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。
2　通級による指導
小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施。対象とする障害種は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。
3　通級による指導を受けている児童生徒の総数は、2022年度通年の数。
4　通級による指導は直近８年間。

■ 図表３－１　特別支援学校等の児童生徒の増加の状況

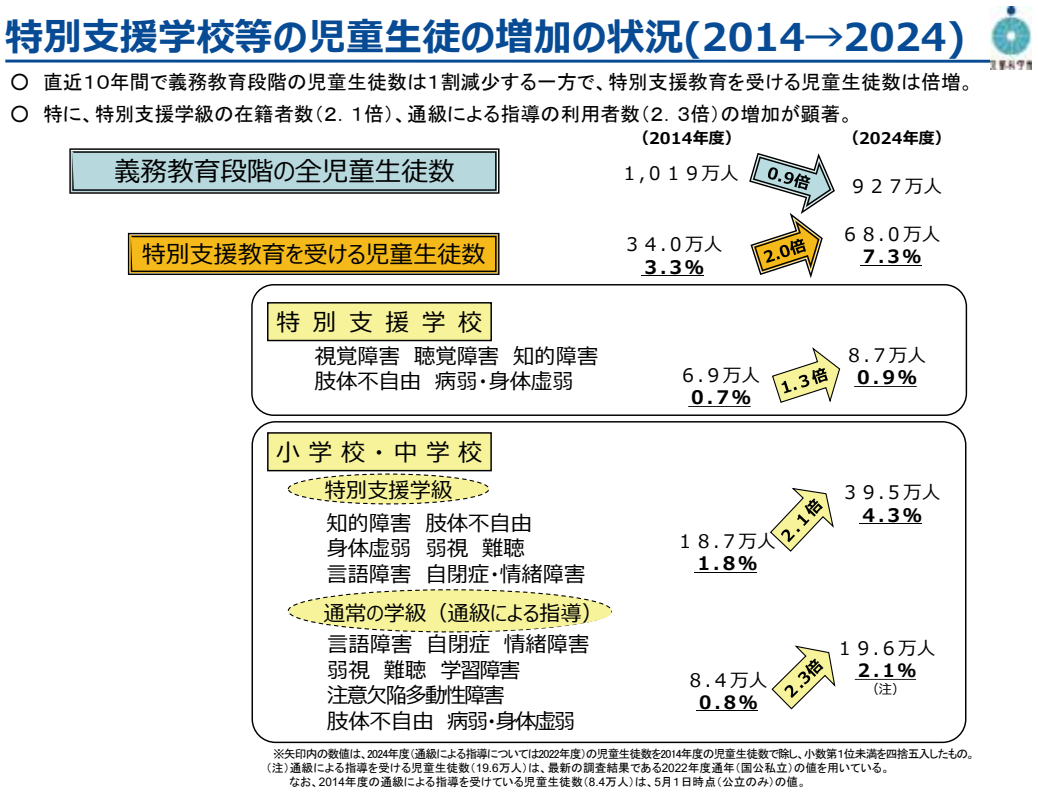

資料：文部科学省

■ 図表３－２　通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）

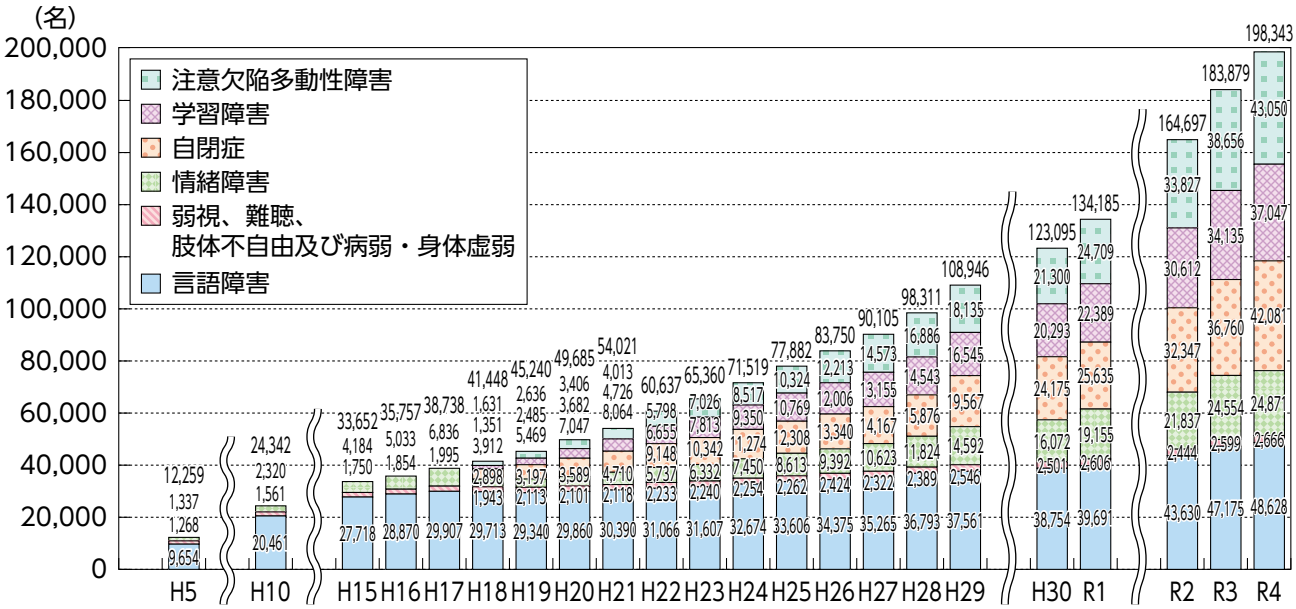

※令和２年度～令和４年度の数値は、３月３１日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度５月１日現在。
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。
※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。
※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。
※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。
※令和４年度については、令和６年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

出典：通級による指導実施状況調査（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ）

（２）多様な学びの場の整備

ア　特別支援教育に関する指導の充実

①　多様な学びの場における教育

障害のある子供には、特別支援学校や小･中学校の特別支援学級、通級による指導、通常の学級における指導といった多様な学びの場が提供されている。2018年度からは高等学校段階における通級による指導が開始されている。また、障害のため通学して教育を受けることが困難な幼児児童生徒に対しては、家庭、児童福祉施設や医療機関等に教師を派遣して教育（訪問教育）を行っている。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年文部科学省告示第73号）、「特別支援学校高等部学習指導要領」（平成31年文部科学省告示第14号）においては、（ア）重複障害者である子供や知的障害者である子供の学びの連続性の確保、（イ）障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実、（ウ）キャリア教育の充実や生涯学習への意欲向上など自立と社会参加に向けた教育の充実等の観点から改善を図り、文部科学省では、特別支援学校学習指導要領を踏まえた適切な指導が行われるよう促している。

幼稚園、小・中学校及び高等学校における特別支援教育については、学習指導要領等において、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこととしている。これらの計画は、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けるために重要であり、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用している。「障害者基本計画（第５次）」（令和５年３月14日閣議決定）でも、本人・保護者の意向等を踏まえつつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を促進することが明記されている。

2023年度の「特別支援教育体制整備状況調査」によると、特別支援学級に在籍している児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒に対する作成状況は９割を超えている。ただし、通常の学級に在籍する幼児児童生徒のうち学校等が作成する必要があると判断した者に対する作成状況については、作成されていない学校も見られた。このため、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を推進するよう都道府県教育委員会等に対して、文部科学省において、周知を行った。

「改正障害者差別解消法」により、私立学校を含む全ての学校に合理的配慮の提供が義務化された。これを踏まえ、各学校設置者や学校等が合理的配慮の内容を決定する際の参考となるよう、具体的な事例を取りまとめた参考資料[5]を作成・公表し、2023年度に都道府県教育委員会等に対して通知の発出を行った。加えて、教職員支援機構と連携し、小・中学校等の教職員を主な対象として、共生社会の実現に向けて、合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について、基本的な考え方等をまとめた研修動画を公表した。

また、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（2023年３月公表）において、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への具体的な支援の在り方について示された方向性を踏まえ、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設することとした。2024年度より「インクルーシブな学校運営モデル事業」を実施し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程

5　文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html

及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を行っている。

② **障害のある児童生徒の教科書・教材の充実**

特別支援学校の児童生徒の障害の状態等によっては、特別な配慮の下に作成された教科書が必要となる場合がある。このため、文部科学省では、従来から、文部科学省著作の教科書として、視覚障害者用の点字版、聴覚障害者用の国語（小学部は言語指導、中学部は言語）及び知的障害者用の国語、算数（数学）、音楽の教科書を作成している。2024年度には、知的障害者用の生活の教科書を新たに作成した。2025年度より社会、理科及び職業・家庭の教科書を新たに作成することとしている。

さらに、特別支援学校及び特別支援学級においては、検定済教科書又は文部科学省著作の教科書以外の図書（いわゆる「一般図書」）を教科書として使用することができる。

また、文部科学省においては、拡大教科書など、障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等[6]の普及を図っている。具体的には、多くの弱視の児童生徒に対応できるよう標準的な規格を定め、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しており、2024年度に使用された小・中学校の検定済教科書については、ほぼ全ての拡大教科書が標準規格に則っている。標準規格の拡大教科書では学習が困難な児童生徒のために、一人一人のニーズに応じた拡大教科書等を製作するボランティア団体などに対して教科書デジタルデータの提供を行い、拡大教科書等の製作の効率化を図っている。

このほか、通常の検定済教科書において一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な発達障害等のある児童生徒に対しては、音声教材を提供している。教科書の文字を音声で読み上げるとともに、読み上げ箇所がハイライトで表示されるマルチメディアデイジー教材等が音声教材として製作されている。その製作方法等の調査研究を関係協力団体（大学・特定非営利活動法人等）に委託し、成果物である音声教材を無償提供している。音声教材の提供人数は年々増加しており、2023年度には約2.6万人に提供された。

さらには、近年の教育の情報化に伴い、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、2018年に「学校教育法」（昭和22年法律第26号）等の改正等が行われた。これにより、視覚障害や発達障害等の障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書[7]を使用することが2019年度からできることとなった。文部科学省では、2024年度において、特別支援学校及び特別支援学級を含む全国全ての小・中学校等を対象として、英語等の学習者用デジタル教科書を提供した。

③ **学級編制及び教職員定数**

公立の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級においては、障害の状態や能力・適性

6 教科用特定図書等
視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため検定済教科書の文字、図形等を拡大して複製した図書（いわゆる「拡大教科書」）、検定済教科書を点字により複製した図書（いわゆる「点字教科書」）、その他障害のある児童生徒等の学習の用に供するために作成した教材であって検定済教科書に代えて使用し得るもの。

7 学習者用デジタル教科書
紙の教科書の内容の全部（電磁的に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。
例えば、以下のような活用方法により、教科書の内容へのアクセスが容易となることが期待される。
①文字の拡大、色やフォントの変更等により画面が見やすくなることで、一人一人の状況に応じて、教科書の内容を理解しやすくなる。
②音声読み上げ機能等を活用することで、教科書の内容を認識・理解しやすくなる。
③漢字にルビを振ることで、漢字が読めないことによるつまずきを避け、児童生徒の学習意欲を支える。
④教科書の紙面を拡大させたり、ページ番号の入力等により目的のページを容易に表示させたりすることで、教科書のどのページを見るかを児童生徒が混乱しないようにする。
⑤文字の拡大やページ送り、書き込み等を児童生徒が自ら容易に行う。

等が多様な児童生徒が在籍し、一人一人に応じた指導や配慮が特に必要である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号。以下本章では「義務標準法」という。）及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭和36年法律第188号）に基づき、学級編制や教職員定数について特別の配慮がなされている。

・学級編制

１学級の児童生徒数の標準については、数次の改善を経て、現在、公立特別支援学校では、小・中学部６人、高等部８人（いわゆる重複障害学級にあってはいずれも３人）、公立小・中学校の特別支援学級では８人となっている。

・教職員定数

公立の特別支援学校における児童生徒数が増加していることや障害が重度・重複化していることに鑑み、大規模校における教頭・副校長あるいは養護教諭等の複数配置や、教育相談担当・生徒指導担当・進路指導担当及び自立活動[8]担当教師の配置が可能な定数措置を講じている。

2011年４月の「義務標準法」の一部改正では、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒を対象とした通級による指導の充実など特別支援教育に関する加配事由が拡大された。

また、2017年３月の「義務標準法」の一部改正により、2017年度から公立小・中学校における通級による指導など特別な指導への対応のため、10年間で対象児童生徒数に応じた定数措置（基礎定数化）を行っている。このほか、特別支援学校のセンター的機能強化のための教員配置など、特別支援教育の充実に対応するための加配定数の措置を講じており、高等学校における通級による指導の制度化に伴い、2018年３月に「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」（昭和37年政令第215号）を改正し、公立高等学校における通級による指導のための加配定数措置を可能とした。

④　教員の専門性の確保

教員の資質向上を図るため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、特別支援教育関係の教員等に対する研修や講義配信を行っている。独立行政法人教職員支援機構においても、各地域の中心的な役割を担う教員を育成する研修等（中堅教員・次世代リーダー教員研修、幼児教育専門研修、共生社会を実現する教育研究セミナー）において、特別支援教育に関する内容を扱っている。また、特別支援教育に関する内容を含む、小学校等の教員等の初任者研修や中堅教諭等資質向上研修を都道府県教育委員会等で実施している。

大学などにおける特別支援教育に関する科目の修得状況などに応じ、教授可能な障害の種別（例えば「視覚障害者に関する教育」の領域など）を定めて授与されている特別支援学校教諭免許状については、2022年７月27日に「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」[9]を策定し、2024年度入学生からは本カリキュラムに基づいた教職課程が開始されている[10]。

特別支援学校教諭免許状については、「教育職員免許法」（昭和24年法律第147号）上、当分の間、幼稚園、小・中学校及び高等学校の免許状のみで特別支援学校の教師となることが可能とされているが、特別支援学校の教師の特別支援学校教諭等免許状の保有率は、10年前に比べ上昇傾向にある（2023年５月現在）。

8　自立活動：個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。（特別支援学校　小学部・中学部学習指導要領（平成29年４月告示））

9　特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00001.html

10　特別支援学校教諭の養成は、2024年４月現在約170の大学で行われている。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、特別支援学校教諭免許状保有率の向上に向けて、放送大学と協働した免許法認定通信講習を開講している。

2022年３月31日に取りまとめられた「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」[11]報告やその後実施した各種調査の結果を踏まえ、特別支援教育を担う教師の専門性の向上に関して説明会や通知で教育委員会等における取組の実施を促している。2024年度には、採用後10年までに特別支援教育に関する経験が複数年あった教員の割合[12]や、管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理[13]について調査を行った。

⑤　支援スタッフの積極的な登用

特別支援教育の推進に向け、教師以外の支援スタッフの登用も積極的に進めている。障害のある子供の学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置に係る地方財政措置の拡充や、学校における「医療的ケア看護職員」の配置に係る経費の一部補助等を進めている。2024年度においては、特別支援教育支援員について、73,200人分の地方財政措置が講じられ、医療的ケア看護職員について、4,550人分の配置に係る補助を行った。

イ　学校施設のバリアフリー化

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である。このため、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要がある。また、災害時の避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、施設・設備のバリアフリー化を一層進めていく必要がある。

文部科学省では、学校施設におけるバリアフリー化の取組に対する支援の一つとして、エレベーターやスロープ、バリアフリートイレなどのバリアフリー化に関する施設整備に対して国庫補助を行っている。公立小・中学校等については、緊急かつ集中的に整備を行うため、2025年度末までの５年間の整備目標を定め、補助率の引上げを行うなど支援を強化している。

さらに、文部科学省ウェブサイト中に「学校施設のバリアフリー化の推進」[14]の特設ページを開設し、取組事例集、国庫補助制度、相談窓口ほか、学校設置者を始めとする関係者が活用可能な普及啓発ポスターや行政説明資料等、学校施設のバリアフリー化の検討や実施及び機運醸成等に資する資料を掲載した。

11　特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html
12　令和５年度特別支援教育体制整備状況調査
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1402845_00013.htm
13　令和５年度公立学校教職員の人事行政状況調査
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00008.htm
14　「学校施設のバリアフリー化の推進」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html

スロープによる段差解消

バリアフリートイレ

資料：文部科学省

ウ　専門機関の機能の充実と多様化（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（NISE）は、我が国における唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、神奈川県横須賀市に設置されている。国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、各都道府県等において指導的立場に立つ教職員等を対象に、「特別支援教育専門研修」や高等学校における通級による指導などに関する「指導者研究協議会」を実施している。また、通常の学級の教師を含め障害のある児童生徒等の教育に携わる幅広い教師の資質向上の取組を支援するための研修講義のインターネット配信や特別支援学校の教師の免許法認定通信教育を実施している。NISEは発達障害に関する情報提供等を行う「発達障害教育推進センターウェブサイト」を開設するとともに、文部科学省、厚生労働省の協力の下、国立障害者リハビリテーションセンターと共同運営する「発達障害ナビポータル」や、合理的配慮の実践事例の掲載等を行う「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」及びデジタル教材等の支援機器等教材活用の情報を集約した「特別支援教育教材ポータルサイト」などにより情報発信している。「研究所セミナー」を開催して、研究成果の普及等を実施しており、ブロックごとに実施している「特別支援教育推進セミナー」を、2024年度はブロック外からも参加できるようにし、理解啓発活動も行った。

このほか、都道府県及び市町村が直面する課題について、その解決を図るため参画した都道府県及び市区町村教育委員会と協働して実施する「地域支援事業」や、国際的動向や諸外国の最新情報の収集及び海外との研究交流を行う「国際事業」等を行っている。

（3）充実した支援体制の整備

ア　切れ目ない支援体制整備

2012年に中央教育審議会初等中等教育分科会が取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、インクルーシブ教育システムを構築する上で、教育委員会や学校等は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要であり、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークを形成することが有効であることなどが示された。

文部科学省では、特別な支援が必要な子供が、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を受けられる体制の整備に必要な経費（①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発などに係る経費）の一部を補助する事業を実施するなどして、教育委員会や学校等における取組を推進している。

■ 図表３-３　教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）

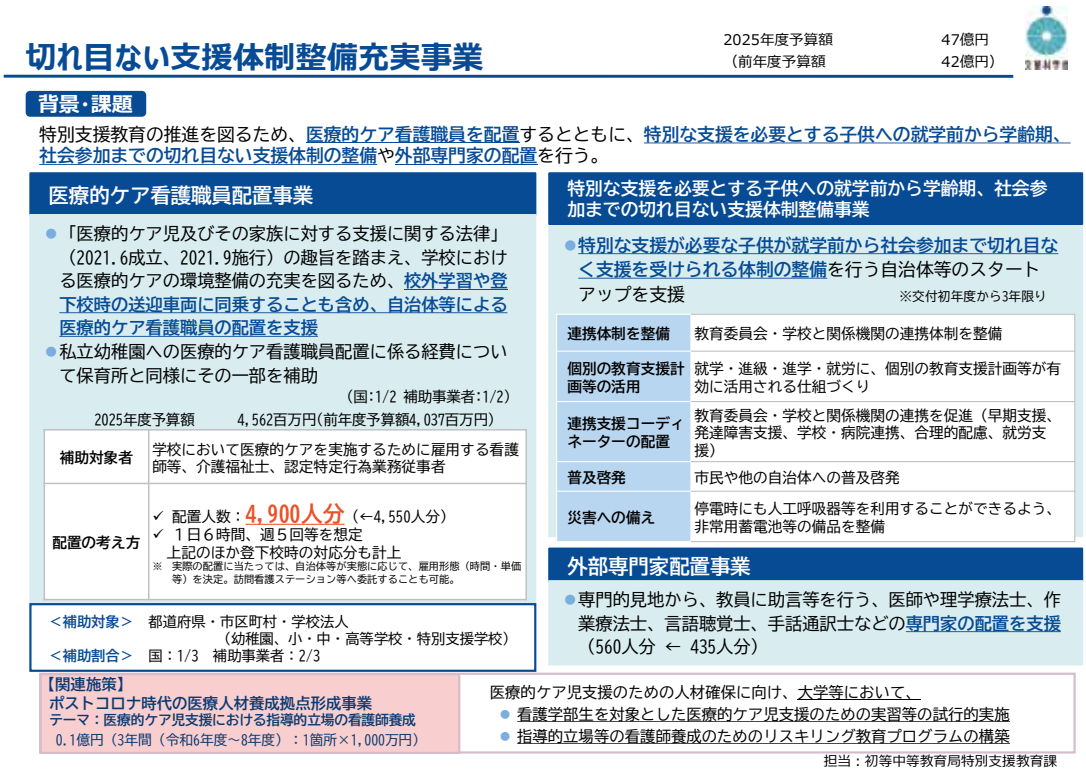

資料：文部科学省

イ　教育と福祉等の連携

発達障害等の障害のある子供への支援に当たっては、学校と障害福祉サービス事業者との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有が必要である。文部科学省と厚生労働省は、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを2017年12月に発足させ、2018年３月に、教育と福祉の連携を推進するための方策及び保護者支援を推進するための方策について報告書を取りまとめた。これを受け、両省協力の下、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターでは、「連携・協働に関する研修カリキュラム」や自治体向けに「研修実施ガイド」を作成し、前述の「発達障害ナビポータル」を活用して情報発信している。

文部科学省では、2018年８月に、「学校教育法施行規則」（昭和22年文部省令第11号）の一部改正を行い、「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、児童生徒等又はその保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととした。また、2019年度から３年間にわたり、学校と放課後等デイサービス事業所などの障害児通所支援事業所の連携促進に資するため、連携に際してのマニュアルを作成するモデル事業に取り組み、周知を図った。

2023年４月には、こども家庭庁発足を踏まえ、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省合同で課題の共有・検討等を行う「障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議」が設置された。2024年４月には、３省庁連名による「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」の通知を発出し、厚生労働省では、2024年度において、「教育と福祉の連携推進のための委員会」を立ち上げ、連携促進方策の検討を進めている。

また、文部科学省では、2024年度において、発達障害のある児童生徒等に対する支援に関

する家庭・教育・福祉の連携に関する好事例の収集及び事例集の作成等を行う調査研究事業を実施した。

ウ　発達障害のある子供に対する支援

「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第80号）により、幼稚園、小・中学校及び高等学校等のいずれの学校においても、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育推進が法律に明記された。

2016年６月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第64号）が公布された（2016年８月施行）。発達障害のある児童生徒がその年齢・能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、可能な限り発達障害のある児童生徒が発達障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮することや、支援体制の整備として個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成推進、いじめの防止等のための対策の推進等が規定された。文部科学省では、2020年度から2022年度まで、経験の浅い教師の専門性向上に関する支援体制等構築事業を実施し、2021年度からは、ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究を実施した。これらの事業で得られた成果については、文部科学省のホームページにおいて公表している。

2023年度より、発達障害のある子供への教育の充実のため、通級による指導の対象となっている児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたモデル構築や、管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築等に関する研究を実施している。

こども家庭庁では、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員や親に対し、気になる段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ると共にインクルージョンを推進することを目的に「巡回支援専門員整備」を進めている。

エ　医療的ケアが必要な子供に対する支援

文部科学省が実施した学校における医療的ケアに関する調査の結果によると、特別支援学校や小・中学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数は増加傾向にある。また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和３年法律第81号）が2021年９月に施行された。文部科学省では、関係者が一丸となって、医療的ケアへの対応や環境整備の充実のため、教育委員会や学校等の取組を支援している。

■ 図表３-４　特別支援学校や幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児等の推移

特別支援学校における医療的ケアに関する推移

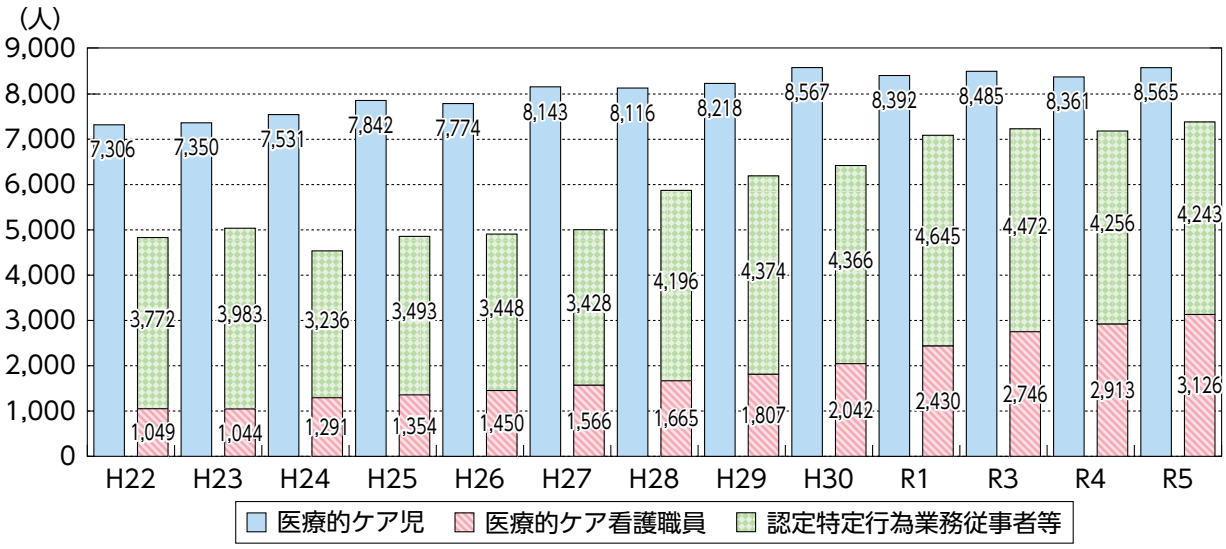

医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数（特別支援学校）

※ 調査対象
　H30　　：公立の特別支援学校（H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は対象外）
　R1～　　：国立私立の特別支援学校
※ 認定特定行為業務従事者等の数
　H22、23：医療的ケアに関わっている教員数
　H24～　：認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数
　（調査期間 H24：10月１日H25～H27：９月１日、H28、H29：年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者（予定を含む）。）
　R4～　　：認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数
※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。
※ 医療的ケア看護職員の数は、令和３年度調査以前は国公私立ともに各学校が回答しているが、令和４年度以降は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

出典：令和５年度学校における医療的ケアに関する実態調査（文部科学省）

幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移

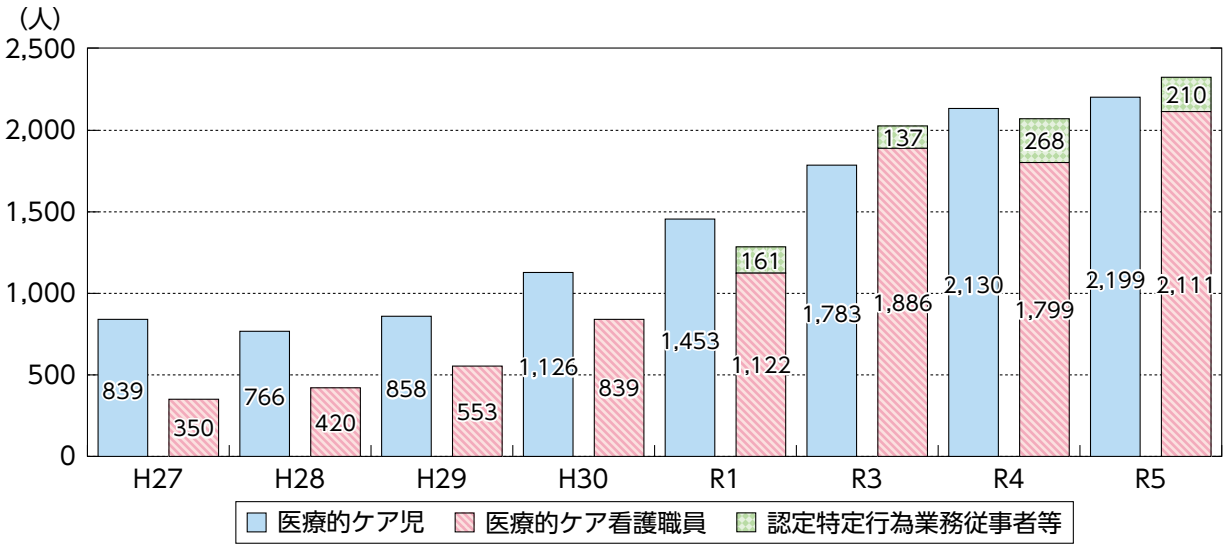

医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数（幼稚園、小・中・高等学校）

※ 調査対象
　H27　　：公立の小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む）
　H28、29：公立の小学校、中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む）
　H30　　：公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校（通信制を除く。）、義務教育学校、中等教育学校
　R1、R3：国公私立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）小学校、中学校、高等学校（専攻科を除く。）、義務教育学校、中等教育学校
※ 認定特定行為業務従事者等の数
　R1～　　：認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数
　R4～　　：認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数
※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。
※ 医療的ケア看護職員の数は、令和３年度調査以前は国公私立ともに各学校が回答しているが、令和４年度以降は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

出典：令和５年度学校における医療的ケアに関する実態調査（文部科学省）

学校において医療的ケアを行う看護師については、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフである医療的ケア看護職員として、その職務内容について「学校教育法施

行規則」に規定するとともに、教育委員会等における配置に係る支援等を行っている。

さらに、近年、小・中学校等においても医療的ケア児が増加傾向であることから、教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を2021年６月に公表するとともに、小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施し、その成果を公開した。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行等を踏まえ、2024年度においては各自治体における安定的な医療的ケア看護職員の確保に向け、医療的ケア児看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究を実施した。

医療的ケア児が安心して安全に学校等に通うことができるよう、主治医と学校医等との連携を推進することも重要である。2020年度の診療報酬改定において、医療的ケア児の学校医又は医療的ケアに知見のある医師に対して、医療的ケア児が学校生活を送るに当たって必要な情報を主治医が提供した場合の評価が新設されるとともに、医療的ケア児が普段利用する訪問看護ステーションからの必要な情報提供を、学校が受けられる機会が拡充された。2022年度の診療報酬改定において、算定対象先が追加されている。文部科学省では、診療報酬改定を踏まえ、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れやその際の留意事項等を整理し、教育委員会等に周知している。また、2024年度の診療報酬改定において、歯科医師から学校歯科医等に対して必要な情報を提供した場合の評価が新設された。

オ　私学助成

私立の小学校から大学までの学校（特別支援学校を含む。）における障害のある児童・生徒・学生等の就学への配慮や、特別支援学校、特別支援学級を置く小・中学校及び障害のある幼児が就園している幼稚園等の果たす役割の重要性から、これらの学校の教育環境の維持向上及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、「私立学校振興助成法」（昭和50年法律第61号）に基づき、国は経常的経費の一部の補助等を行っている。

カ　家庭への支援等

文部科学省と地方公共団体は、障害のある子供の特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等への就学支援の充実、障害のある子供の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の属する世帯全体の収入等を算定の基礎として支弁区分を決定し、その負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給している。

TOPICS（トピックス）（３）

特別支援教育に関するICTの推進

GIGAスクール構想の実現に向け、特に、障害のある児童生徒に対しては、障害のある児童生徒が１人１台端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力装置の整備を併せて支援するとともに、１人１台端末の一層の利活用を推進するため、特別支援教育就学奨励費等においてオンライン学習に必要な通信費についても支援を行っている。端末の活用に当たっては、児童生徒の障害の状態や特性等に応じた取組として、例えば、視覚障害のある児童生徒の場合、拡大機能、白黒反転機能等を搭載した端末を活用することで、各児童生徒においてより文字を見やすい状況を実現できるほか、聴覚障害のある児童生徒の場合、発話をテキスト変換する端末を使用することで、授業のやり取りを視覚的に理解することが可能になる。このように、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援をするに当たっての強力なツールとなることから、端末を積極的に活用し、各教科等の学習効果を高めたり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導に効果を発揮したりする取組が重要である。

また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（NISE）においては、障害のある児童生徒の指導における適切なICTの活用を目的に、各地域における指導・支援の充実を図るため、ICT活用について指導実績がある教職員に対し、特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会を実施している。加えて、学校現場に役立つ事例を紹介したリーフレットの作成等を通じて障害のある児童生徒のICT活用の支援を行っている。

さらに、教材・支援機器の活用に関する実践事例や関連情報を広く提供するため運用している「特別支援教育教材ポータルサイト」について、2024年度より、実際の教材・支援機器を使用した動画コンテンツを掲載することにより、具体的な指導事例や活用方法の提供を行っている。

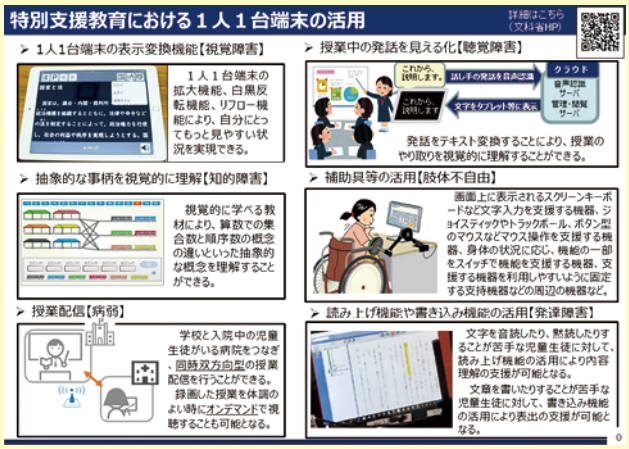

資料：文部科学省

２．障害のあるこどもに対する福祉の推進

（１）障害児保育の推進

障害のあるこどもの保育所での受入れを促進するため、1974年度より障害児保育事業において保育所に保育士を加配する事業を実施してきた。

当該事業については、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のあるこどもの受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003年度より一般財源化し、2007年度より地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害のある児童に広げる等の拡充をしている。

2015年度より施行した子ども・子育て支援制度においては、①保育所、幼稚園、認定こども園において、障害のあるこども等の特別な支援が必要なこどもを受け入れ、地域関係機関との連携や、相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者を配置、②地域型保育事業について、障害のあるこどもを受け入れた場合に特別な支援が必要なこども２人に対し保育士１人の配置を行っている。

これに加え、保育現場におけるリーダー的職員を育成するため、2017年度より開始した「保育士等キャリアアップ研修」の研修分野に「障害児保育」を盛り込み、障害児保育を担当する職員の専門性の向上を図っている。

障害児保育の研修分野を含めた保育士等キャリアアップ研修を修了し、リーダー的職員となった者に対しては、その取組に応じた人件費の加算を実施している。

障害児保育に係る地方交付税については、2018年度に、措置額を約400億円から約880億円に拡充するとともに、障害児保育に係る市町村の財政需要を的確に反映するため、各市町村の保育所等における「実際の受入障害児数」（2020年度以降、障害児保育のための加配職員数に２を乗じた数（以下本章では「加配対象受入障害児数」という。）を上回る場合は、加配対象受入障害児数）に応じて地方交付税を算定することとした。

このほか、障害のあるこどもを受け入れるに当たりバリアフリーのための改修等を行う事業を実施しており、これらの受入れ体制の整備等により、保育所における障害のあるこどもの受入れ児数は年々増加している。

■ 図表３-５　障害児保育の実施状況推移

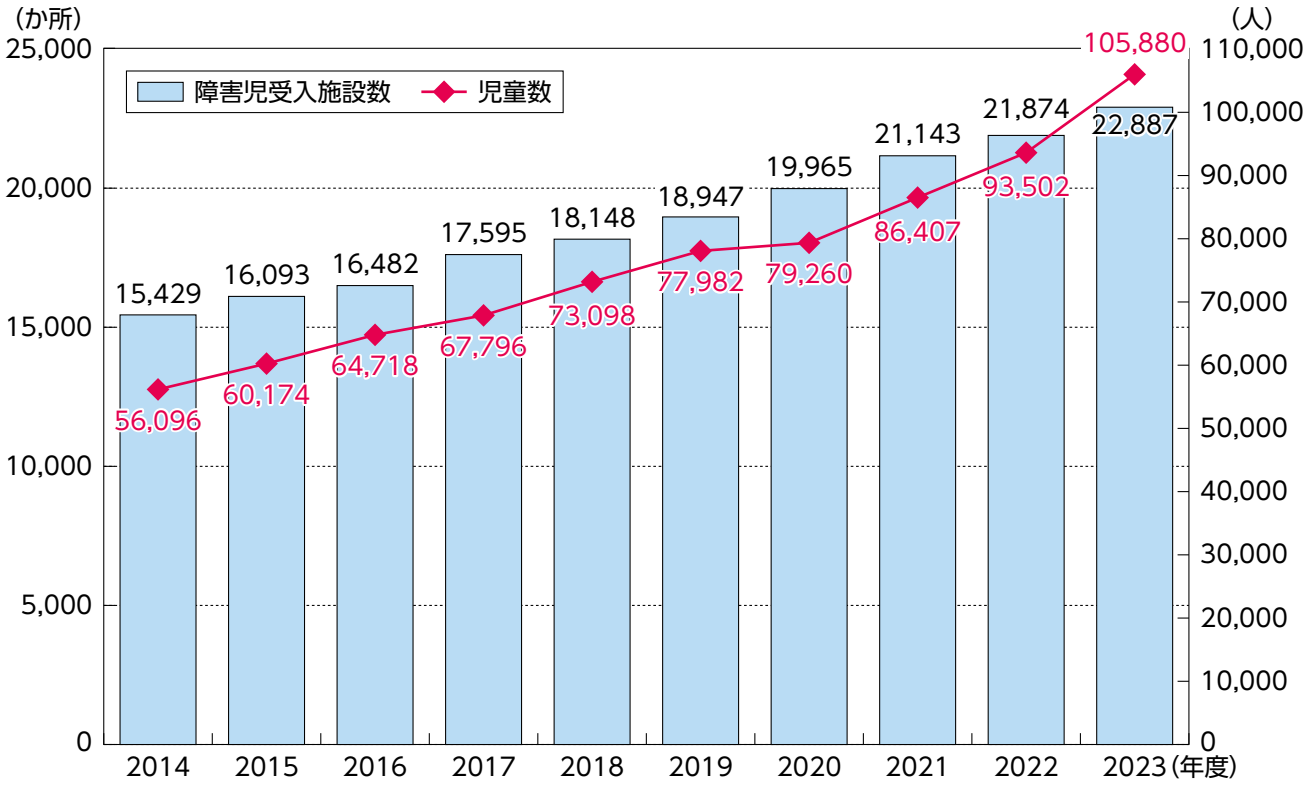

注：各年度３月31日時点
資料：こども家庭庁

（２）放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入推進

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては、療育手帳や身体障害者手帳等を所持する児童に限らず、これらの児童と同等の障害を有していると認められる児童も含めて可能な限り障害のある児童の受入れに努めている。また、「放課後児童対策パッケージ2025」（令和６年12月27日付こども家庭庁及び文部科学省通知）において、放課後児童クラブと学校関係者や専門機関・施設等の関係機関との連携を改めて促している。

障害のある児童を受け入れている放課後児童クラブは、この10年間で３割近く増加しており、児童数も約２倍となっている。2024年５月現在、全国にある放課後児童クラブの約３分の２に当たるクラブにおいて、約65,000人を受け入れている状況である。障害のある児童の受入れに当たっては、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する職員を配置するために必要な経費を補助している。

2022年度からは、障害のある児童３人以上の受入れを行う場合について、最大３名の職員を加配できるよう補助を拡充するとともに、医療的ケア児の受入れを行う場合について、看護師等が当該児童への送迎や病院への付添い等を行った場合の補助を創設しており、障害のある児童が放課後児童クラブを適切に利用できるよう支援している。

■ 図表３-６　放課後児童クラブにおける障害児の受入数の推移

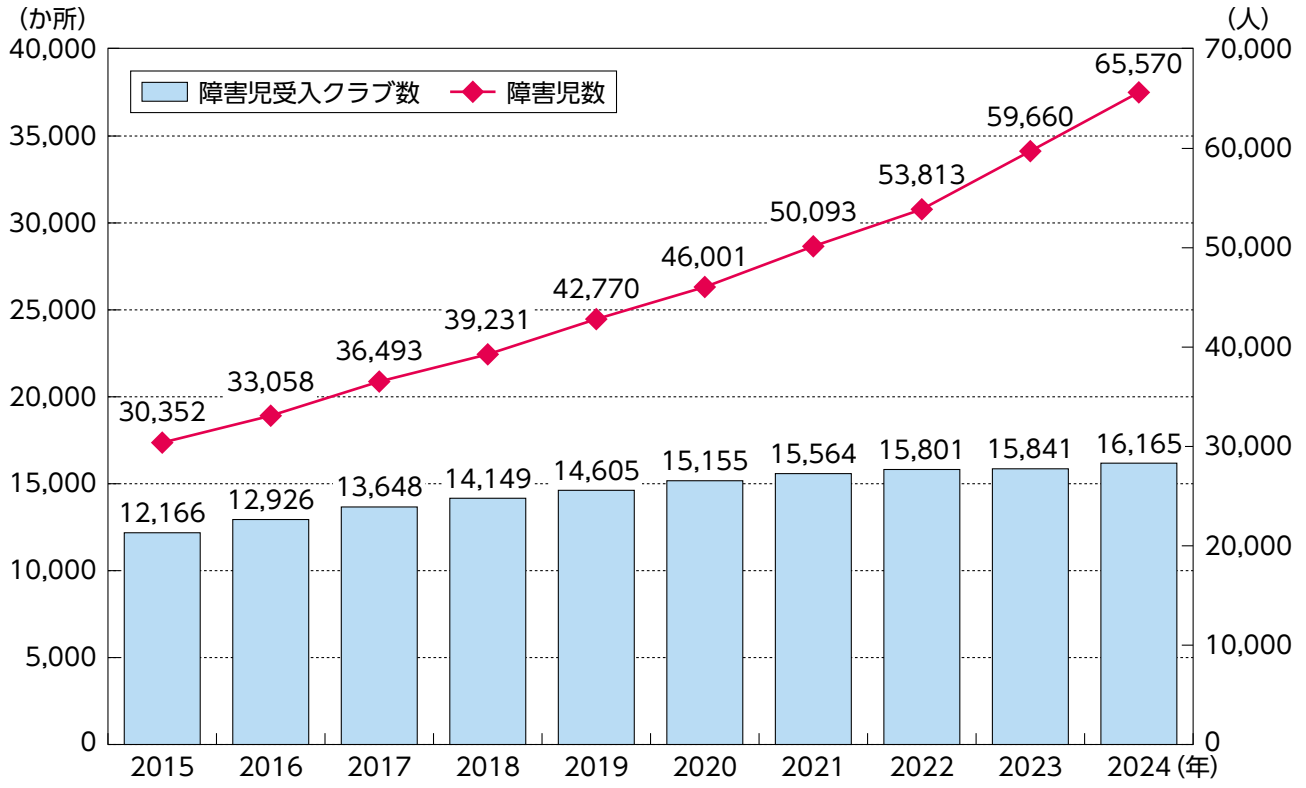

注：各年５月１日時点（2020年のみ７月１日時点）
資料：こども家庭庁調査

（３）療育体制の整備

ア　障害児支援の充実

障害のある児童に対しては、できるだけ早期に必要な発達支援等を行うことによって、基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要がある。このため、健康診査等により障害の早期発見を図るとともに、適切な療育を実施する体制の整備を図っている。

また、2010年の「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の一部改正等により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるよう、従来の障害種別に分かれていた体系について、2012年４月から通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」として利用形態の別によりそれぞれ一元化し、障害児支援の強化を図っている。学齢期における支援の充実を図るために「放課後等デイサービス」を、保育所等に通う障害のある児童に対して集団生活への適応を支援するために「保育所等訪問支援」を創設した。

また、在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し、適切なリハビリテーションや療育を提供し、日中の活動の場を確保するため、「重症心身障害児（者）通園事業」を実施してきたが、「児童福祉法」の一部改正により、2012年度から法定化され、安定的な財源措置が講じられることとなった。

2016年の同法の改正では、障害児支援のニーズの多様性にきめ細かく対応して支援の拡充を図るため、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」を創設した。「保育所等訪問支援」については、訪問先を乳児院及び児童養護施設にも拡大した。

■ 図表３-７　障害児通所支援・障害児入所支援の体系

支援		支援の内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援を行うもの、又はこれに併せて治療（肢体不自由のある児童に対して行われるものに限る。）を行うもの
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うもの
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行うもの
	保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行うもの
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うもの
	医療型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活における基本的な動作、独立自活に必要な知識技能の習得のための支援及び治療を行うもの

資料：こども家庭庁

また、2019年10月以降、就学前の障害児について、満３歳になった後の最初の４月から小学校入学までの３年間を対象に、障害児通所支援・障害児入所支援の利用料を無償化している。

2022年６月には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第66号）が成立した（2024年４月施行）。同法では、主に未就学の障害児の発達支援を行う児童発達支援センターについて、地域における障害児支援の中核的役割を担うことや、障害児入所支援において、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、都道府県及び政令市を移行調整の責任主体として明確化することについて定めている。

2023年４月には、こども家庭庁が創設され、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども施策の一層の推進が図られるとともに、障害児支援施策は同庁の下で子育て支援施策の中で一元的に推進されることとなった。

同年12月には、「こども基本法」（令和４年法律第77号）に基づき、こども政策の方針を定めることを目的とした「こども大綱」と、こども・子育て政策の強化を定めた「こども未来戦略」が閣議決定された。障害児支援については、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、地域における支援体制の強化やインクルージョンの推進を図ることとされた。

また、同年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、全てのこどもの誕生前から幼児期までの心身の健やかな育ちを保障するための考え方が取りまとめられた。障害のあるこどもについては、一人一人多様な育ちがある中で個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要なこどもと捉えることが大切であり、障害の有無で線引きせず、全てのこどもの多様な育ちに応じた支援ニーズの中で捉えるべきであるとされた。

イ　地域における支援体制の整備

地域で生活する障害のある児童やその家族を支えるため、「児童福祉法」に基づき、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等において発達支援や相談支援等を行っている。

難聴児については、難聴を早期に発見し適切な支援を行うことで、言語発達を促すことが可能であることから、保健、医療、福祉、教育が連携し、早期支援や早期療育を行う必要性が指摘されている。このため、2019年３月より、厚生労働省（2023年４月以降はこども家庭庁へ

移管）及び文部科学省において、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の報告を踏まえ、都道府県における新生児聴覚検査の体制整備の拡充や聴覚障害児支援のための中核機能の強化に取り組んでいる。

2022年２月には、新生児聴覚検査体制の整備、地域における支援（協議会の設置等）、家族等に対する支援（情報提供等）、学校等関係機関における取組等を内容とする、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を策定した。本方針を踏まえ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成し、地域の保健、医療、福祉、教育の連携体制の確保を都道府県で進めている。

医療的ケア児については、2021年９月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立した。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めている。

こども家庭庁では、「医療的ケア児等総合支援事業」により各都道府県における医療的ケア児支援センターの設置を始め、各地域における支援体制の整備の推進等を図っている。医療的ケア児支援センターについては、各地で開設が進められ、2024年２月に全47都道府県において設置された。

2023年度からは、「地域障害児支援体制強化事業」により各都道府県における児童発達支援センター等の機能強化を始め、各地域における障害児の支援体制の強化を図っている。具体的には、「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」を開始し、地域の保健、子育て、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談を実施するとともに、必要な発達支援や家族支援につなぐなど、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進めている。

同年５月には、「第３期障害児福祉計画」（2024年度から2026年度まで）の基本方針を策定し、同計画において、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築、各都道府県が難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保すること、各都道府県、各圏域及び各市町村が、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける「医療的ケア児コーディネーター」を配置すること等を目標とするよう、同計画の基本指針を策定した。

また、2024年４月の障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図ることとしている。

３．社会的及び職業的自立の促進

（１）特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。しかしながら、2024年５月１日現在、特別支援学校高等部卒業者の進路を見ると、福祉施設等入所・通所者の割合が約６割、就職者の割合は約３割となっており、近年横ばいの状況が続いている。

障害のある人の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を講じる必要がある。

このため、文部科学省では、厚生労働省と連携し、各都道府県教育委員会等に対し、就労支援

セミナーや障害者職場実習推進事業等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用することや、福祉関係機関と連携の下で就労への円滑な移行を図ることなど障害のある生徒の就労を支援するための取組の充実を促している。

（2）高等教育等への修学の支援

障害のある人が障害を理由に高等教育への進学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要である。このため、文部科学省では、出願資格について、必要に応じて改善することや、合理的配慮の提供により、障害のない学生と公平に入学試験を受けられるようにすることなど、適切な対応を求めている。

また、大学・短期大学・高等専門学校（以下本章では「大学等」という。）における障害のある学生の在籍者数が増加したことや、「改正障害者差別解消法」により、私立を含む全ての大学等での、障害のある学生への合理的配慮の提供の義務化されたこと等を踏まえ、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」をとりまとめ、各大学等へ周知している。併せて、先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、大学等や関係機関等が参加・連携するプラットフォームを形成し、大学等や学生等からの相談対応や専門的知識を有する障害学生支援の人材育成等を通じて、高等教育機関全体における障害学生支援体制の推進を図る「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」を実施した。

独立行政法人日本学生支援機構においては、大学等における障害のある学生への支援の充実に資するよう、全国の大学等における障害のある学生の状況及びその支援状況について把握・分析するための実態調査、各大学等が適切な対応を行うために参考にできる事例集の周知、理解・啓発促進を目的としたセミナーや実務者育成のための研修会の開催などを行っている。

大学入学共通テストや各大学の個別試験において、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーズライター[15]による解答、文字解答・チェック解答[16]、パソコンやタブレット端末の利用、試験時間の延長、代筆解答、試験問題の読み上げ等の受験上の配慮を実施している。

令和７年度大学入学共通テストの受験上の配慮においては、より丁寧な情報提供が行えるように、「受験上の配慮案内」の配慮内容や申請書類に関する記載について見直しを行っている。

学校施設については、障害のある人の円滑な利用に配慮するため、従来よりエレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備を進めるとともに、支障なく学生生活を送れるよう、各大学等において授業支援等の教育上の配慮が行われている。

聴覚障害及び視覚障害のある人のための高等教育機関である筑波技術大学（茨城県つくば市）では、「伝わる・伝える」教育を信条に、個々の学生の障害・発達特性に即した教育支援を提供することで、主体的に考え、自律的に行動する力、自立した社会人・職業人として社会に貢献できるコミュニケーション力、更には、多様な文化を理解し、グローバルな幅広い視野をもって発信・行動する力を身につけた人材の育成に取り組んでいる。同大学で培われた教育支援と情報保障のノウハウは、国内外の教育機関でも広く活用され、聴覚障害・視覚障害のある人に対する高等教育の充実と発展に大きく貢献している。

テレビ・ラジオ放送等のメディアを効果的に活用して、遠隔教育を行っている放送大学では、自宅で授業を受けることができ、障害のある人を含め広く大学教育を受ける機会を国民に提供しており、障害のある学生に対しては、放送授業の字幕放送化の推進や単位認定試験における点字

15　ビニール製の作図用紙の表面にボールペンで描いた図形や文字がそのままの形で浮き上がるため、描きながら解答者が筆跡を触って確認できる器具。
16　専用の解答用紙に選択肢の数字等を記入・チェックする解答方式

出題や音声出題、試験時間の延長等を行っている。また、知的障害のある人やその支援者への生涯学習支援につながる学習コンテンツの作成に向けた検討を行っている。

■ 図表３－８　障害のある学生の在籍者数

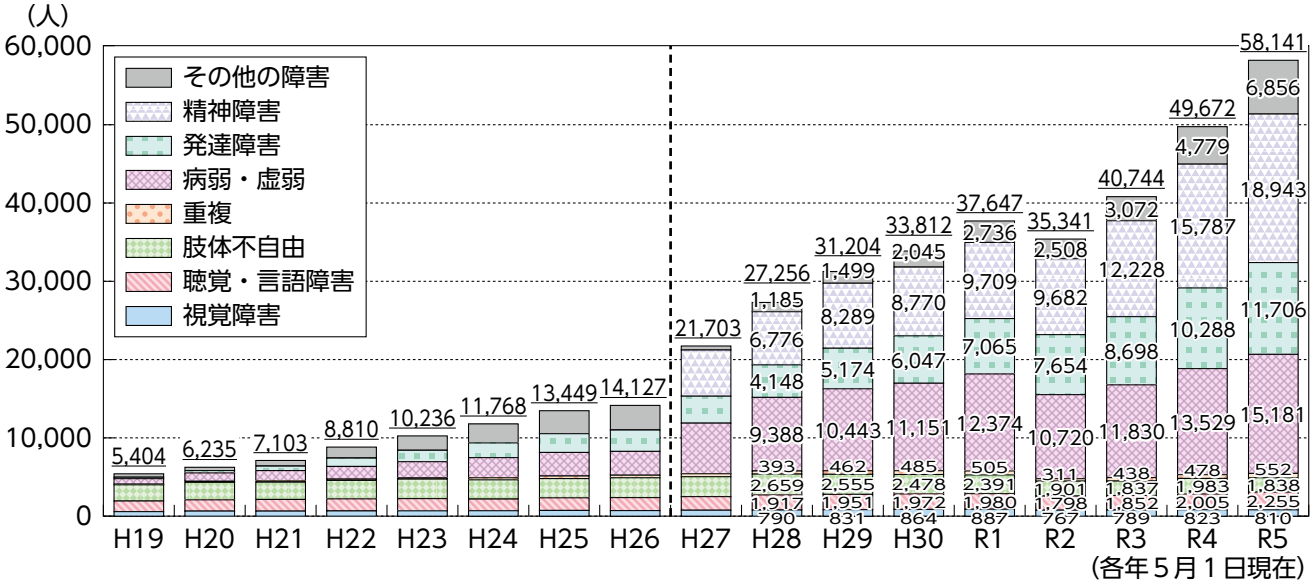

※１　本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
※２　「病弱・虚弱」とは、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、並びに身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものをいう。
※３　「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。（平成24年度から「その他」の内訳を調査（平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人））
※４　グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。
出典：令和５年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）

（３）障害のある学生の就職等の支援

障害のある学生の卒業した後の進路として、福祉的支援も含めて多様な選択肢が存在するため、各大学等では、障害学生支援担当部署とキャリアセンター等が連携し、障害のある学生に対して就職支援に関する情報を効果的に提供することが重要である。文部科学省では、一般雇用、障害者雇用や就労移行支援等の福祉的支援等、就労における様々な選択肢を各大学等が収集し、障害のある学生に対する情報提供を促進するため、「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」において、大学等のキャリア支援担当者向けの研修や大学等や企業、自治体や地域の支援機関等と連携したタウンミーティングを実施している。

（４）地域における学習機会の提供

障害のある子供の学校外活動や学校教育終了後における活動等を支援するためには、地域における学習機会の確保・充実を図るとともに、障害のある人が地域の人々と共に、地域における学習活動に参加しやすいように配慮を行う必要がある。

文部科学省では、公民館や図書館、博物館といった社会教育施設について、それぞれの施設に関する望ましい基準を定めるなど、障害の有無にかかわらず、全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう促している。

（5）生涯を通じた学びの支援

障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障害のある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要である。「障害者基本計画（第５次）」及び「第４期教育振興基本計画」（令和５年６月16日閣議決定）においても、障害のある人の生涯学習の推進について明記されている。

文部科学省では、「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究及び生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究を行っている。2024年度の調査研究では、障害者本人や支援者等を対象に、障害者の生涯学習の普及推進のための情報発信の在り方について、調査を実施した。実践研究は、都道府県が中心となり市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」、市区町村と民間団体が連携して障害者を包摂する生涯学習プログラムを開発する「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」、「大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築」の３メニューで37団体を採択し、障害のある人の多様な学びの場の創出や持続可能な体制整備等の実現に向けた取組を実施した。

障害のある人の学びに関する普及啓発や人材育成に向けた取組では、2019年度からは上記研究事業の成果の普及や、障害に関する理解の促進、支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害のある人の学びの場の拡大を目指し、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を主催した。2024年度は全国17か所において開催した。2024年10月には、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校@SHIBUYA～障害の有無をこえて、共に学び、創るフォーラム～」を、特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で開催した。

2017年度より、障害のある方の生涯学習を支える活動について他の模範と認められるものに対して、その功績を称える文部科学大臣表彰を行っている。2024年度は、長年にわたる個人・団体の功績を称える「功労者表彰」について40件、新しいチャレンジや分野を超えた連携の成果が認められた「奨励活動表彰」について８件を表彰した。これらの多様な活動が、今後のモデルとなり各地で広く展開されていくことを期待し、被表彰者の取組事例を事例集にまとめホームページで公開するとともに、注目すべき取組について動画で紹介している。

令和６年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰
資料：文部科学省

被表彰者による事例発表（インクルーシブダンス）
資料：文部科学省

第３章第１節　３．社会的及び職業的自立の促進　／文部科学省

TOPICS（トピックス）（４）

障害の有無をこえて、共に学び、創るフォーラム ～超福祉の学校@SHIBUYA～

障害当事者を始め家族、支援者、教育関係者・福祉関係者等が学び合う啓発イベントとして、2018年から文部科学省と特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所の共催で実施しているフォーラムイベント「超福祉の学校@SHIBUYA」が、2024年10月25日～27日にハイブリッド形式で開催された。13本のシンポジウムのうち、障害のある人にとっての生涯学習の機会が、学習を受ける障害当事者だけの学びではなく、学びに関わる全ての人々にとって新たな気付きや学びがあることに着目し「共に学ぶ」ことをテーマとした２本のシンポジウムを紹介する。

～超福祉の学校@SHIBUYA　特設ホームページ～
※シンポジウムはアーカイブにて視聴可能

https://peopledesign.or.jp/school/

○シンポジウム「学びの場づくりに込められた想いから『共に学ぶ』を考える」

「障害の有無に関わらず共に学び合う場」では、「学び」と「出会い」を通じて、「対話・コミュニケーション」が生まれ、お互いを認め合う対等な関係が育まれている。これは、学びの場づくりにある様々な仕掛けによって生み出されている。本シンポジウムでは、社会教育施設、大学、特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉協議会から、多様な学びの場づくりの実践者が登壇し、その実践の仕掛けと学びの場に集う様々な人との関わりから生まれる想いに焦点を当てて、学びの場が持つ力と価値について議論した。

○シンポジウム「みんなが楽しめる博物館・美術館を目指すミュージアム・インクルージョン・プロジェクト」

博物館や美術館が、誰にでも開かれ、楽しめる場となることを目指し、様々な取組が全国各地で行われている。本シンポジウムでは、兵庫県で展開する「ミュージアム・インクルージョン・プロジェクト」、国立民族学博物館の「みんぱくSama-Sama塾」、東京都美術館の「とびらプロジェクト」の実践報告をもとに、合理的配慮に欠かせない障害当事者との「建設的な対話」のヒントと、その先にある共に学び、共に楽しめる共生社会について議論した。